

医政指発 0424 第 1 号
平成 2 5 年 4 月 2 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長
（ 公 印 省 略 ）

特定の病床等の特例の事務の取扱について

標記については、「医療法施行規則第 3 0 条の 3 2 の 2 第 1 項に規定する特定の病床等の特例について（平成 1 0 年 7 月 2 4 日指 4 3 号厚生省健康政策局指導課長通知）において、その留意事項を示したところであるが、今般、全国知事会からの指摘等を踏まえ、特定の病床等の特例における協議の手続きの迅速化を図るため、協議の際に確認をする項目として別紙のとおり「特例病床算定の留意事項（補足）」を定めたので参考とされたい。

また、特定の病床等の特例の協議に当たっては、「医療計画について」（平成 2 4 年 3 月 3 0 日医政発 0 3 3 0 第 2 8 号）において、都道府県医療審議会の意見を聴くことになっている。また、当該通知において、国が病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、もしくは病床の種別を変更するため、主務大臣等から協議等を受けた場合に医政局長から都道府県知事に意見を求めるものとしている。この意見の提出に当たって、従来は都道府県医療審議会の意見を附すことを求めてこなかったところであるが、今後は、医療計画の達成の推進を図る観点や特定病床等の特例の協議との整合性の観点から、必要に応じて都道府県医療審議会の意見を聴取されたい。

なお、病床過剰地域において病床を設けようとする場合、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日医政発第 1 2 2 7 0 1 7 号）にも示しているが、医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号）第 1 条の 1 4 第 7 項第 1 号から第 3 号までに該当する、

在宅医療の提供の推進のために必要な診療所、

へき地に設置される診療所、

及び に掲げる診療所のほか、小児医療、周産期医療等地域において

良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所の一般病床の設置については、医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。

そのため医療法（昭和23年法律第205号）第30条の11における都道府県知事の勧告の対象とならないこととしており、上記特定病床等の特例と併せて、その運用に関して遺憾なきを期されたい。

< 照会先 >

医政局指導課医師確保等地域医療対策室

課長補佐 新谷

計画係長 但井

電話：03-5253-1111（内線 2557）